

### 3【①リコール制度の強化・拡充】

消費生活用製品（電気製品等を含む）に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化する。

ア. 事業者からの報告、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。

イ. 収集した事故情報の分析体制の強化、重大な危害が発生する危険がある場合等における迅速な対応、事故情報や製品回収の進捗状況の公表等、収集した情報に基づき製品事故を防止する。[ア. 平成 18 年度に一定の結論を得る。イ. 平成 18 年度]

3

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>(1)改正消費生活用製品安全法等に基づく事故情報報告・公表制度            昨年、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という)を改正し、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設した(平成19年5月14日施行)。事故情報の収集と公表に係る改正の要点は次のとおり。            (収集制度)            ①製造・輸入事業者は、10日以内に事故の発生日、概要等を主務大臣に報告しなければならない。            ②国は、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表する。            ③本報告義務に違反した場合や虚偽の報告をした場合において、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。            (公表方法)            ①ガス機器・石油機器による重大製品事故の場合は、報告受理後、直ちに、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表するとともに、プレス発表を行う。            ②ガス機器・石油機器以外の消費生活用製品による重大製品事故で、製品が事故の原因と疑われる場合は、直ちに、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表するとともに、プレス発表を行う。            ③ガス機器・石油機器以外の消費生活用製品による重大製品事故で、製品事故が原因かどうか不明な場合は、まず、報告受理から1週間以内に事故の概要のみをホームページで公表し、プレス発表を行う。その後の事故分析の結果、製品が事故の原因と疑われる場合は、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表し、プレス発表を行う。一方、事故分析の結果、依然として製品事故が原因かどうか不明の場合は、第三者委員会の判定を得た上で、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上に公表する。            なお、報告を受け付けた事故情報を公表するためのホームページとして、「製品安全ガイド」を設置。公表した事故情報はデータベース化し、当該ホームページにおいて公開しており、事故情報をデータベース化し、製品別、被害状況別等で検索可能となっている。</p> <p>(2)任意の事故情報収集制度            これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)において収集し、電気用品に係る事故情報</p>	<p>〔評価〕</p> <p>●有効性            &lt;事故情報報告・公表制度&gt;            本制度により、事故情報の着実な収集及び迅速な公表が可能となり、事故の再発防止に有効であると考ええる。</p> <p>&lt;事故情報の収集における諸外国や他省庁等との連携&gt;            ・海外での製品事故情報を収集することにより、国内でも販売されている製品による事故が発生した場合、国内の消費者に注意喚起等を行うなど、国内の製品事故の未然・再発防止を図ることが可能と考える。            ・警察・消防等と製品事故の情報交換を行うことで、より迅速かつ的確な事故原因の究明等を実施することができるものと考ええる。</p> <p>&lt;事業者の自主的な取組の実施&gt;            ・「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等の啓発を通じて、事業者の製品安全に対する意識が向上するものと考ええる。</p> <p>&lt;体制の整備&gt;            ・製品安全行政を省内横断的に監督する製品安全担当審議官を新たに設け、製品安全に係る定員を増員したことで、より省内横断的かつ迅速に製品事故に対する対応が可能と考える。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・消安法に基づく事故情報の報告・公表制度については、報告義務を怠っている事業者に対して、報告徴収や体制整備命令等を実施するなど、報告義務の履行を促す。また、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、事故情報を迅速に公表し、経済産業省等の事故情報データベースにおける検索機能の向上等を行うことで、幅広い消費者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行っていく。[平成 19 年度]</p> <p>・米国・中国をはじめとする諸外国との連携を通じて海外での製品事故情報を収集していく。</p> <p>・リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等を通じた啓発活動に加え、製品安全に積極的に取り組んでいる事</p>

については、経済産業省で報告を受けていた。しかし、消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来のNITEの事故情報収集制度等を整理・統合することとした。具体的には、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報や、製造・輸入事業者以外の事業者、消費者等からの事故情報については、NITEで一元的に収集・公表することとした(平成19年5月14日から運用開始)。新たに整理・統合したNITEの事故情報収集制度については、周知ポスターの作成・配布等を通じて、消費者等に対して周知しているところ。

なお、NITEで受け付けた事故情報については、データベース化し、ホームページ上で公開しており、品名、被害の状況等の項目に応じて、検索が可能。

<過去5年間の事故情報収集件数>

平成13年度 1, 532件  
平成14年度 1, 718件  
平成15年度 1, 594件  
平成16年度 2, 124件  
平成17年度 2, 413件

### (3) 事故情報の収集における諸外国や他省庁等との連携

平成18年11月29日、NITEと共同で、米国消費者製品安全委員会(CPSC: Consumer Product Safety Commission)とガイドライン(協力実施指針)を締結し、製品安全に関する二国間協力を進めていくことについて合意した。

ガイドラインに盛り込まれた主な協力の内容は以下のとおり。

1. 日米両国の消費者製品の安全確保に資する、双方の①製品関連重大事故のリスク評価及び製品テスト、②主要なリコール事例、③法及び規則等の執行状況等、製品安全に関する幅広い情報交換を実施すること。
2. 両国の政府関係者及び消費者製品の安全に携わる者のためのトレーニング・プログラムの共同開発、政府関係者及び専門家の人的交流の検討を行うこと。

平成19年4月12日には、甘利経済産業大臣と李長江国家質量監督検閲検査総局(AQSIQ)局長が会談を行い、情報共有等の製品安全協力を図る目的で、「製品安全、認証・標準化に係る協力に関する覚書」に署名を行った。

また、警察・消防等の他省庁とは、適宜、製品事故に係る情報交換を行っている。

### (4) 事業者の自主的な取組の実施

事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコールや消費者への情報提供等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施しているところ。

### (5) 体制の整備

・省内における製品安全に係る体制を強化するため、平成19年度より製品安全担当審議官、製品安全担当企画官をそれぞれ1名ずつ新たに設置し、また、製品安全に係る定員を29名増員した。

・NITEにおいて、製品事故や事故につながる情報の収集分析体制の強化を図るため、「事故リスク情報分析室」を設置した(平成18年9月7日)。

業者を表彰する大臣表彰制度を創設する。[平成19年度までに一定の結論を得る。]

